

NPO法人 ディンプルアート普及協会 北海道 北のアトリエポラリス 定款

第1章

総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ディンプルアート普及協会 北海道 北のアトリエ ポラリスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ディンプルアートを通して北海道の文化を豊かにし地域社会に貢献することを目的とし、主に地域住民の生活の質向上、地域経済の活性化、北海道の魅力発信に寄与する事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ディンプルアート広報、企業訪問イベント事業
- (2) ディンプルアート教室事業（対面・オンライン）
- (3) 学校教育機関・老人施設SDG s 講座事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体及び企業
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く事ができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議を経て選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事これを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 佐藤 由佳子（アーティストネーム 北條 佑里子）

副代表理事 小松 理恵

理事 吉川 美賀

監事 本田 一輝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

尚、創立時の正会員、個人・企業・団体については、入会金は取らないものとする。令和7年創立以降、登録となった場合入会金発生とする

- 正会員 入会金（団体・企業） 50,000円
- 正会員 月会費（団体・企業） 120,000円/年

- 正会員 入会金（個人） 48,000円
- 正会員 月会費（個人） 60,000円/年
- 賛助会員 入会金 0円
- 賛助会員 月会費 0円

要綱様式 1

役員名簿

法人名	NPO法人 ディンプルアート普及協会 北海道 北のアトリエポラリス
-----	--

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬 の有 無
代表理事	佐藤 由佳子（アーティストチーム 北條 佑里子）		有
副 代表理事	小松 理恵		無
理事	吉川 美賀		無
監事	本田一輝		無

注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。

3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。

6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。

設立趣旨書

1 趣 旨

「小さな一歩が地球を変える大きな力となる」

2023年9月から市民団体としてディンプルアート普及協会 北道道北のアトリエボラリスとしてクルマのフロントガラスの廃材から生まれたアップサイクル絵の具で色ぬりを楽しみながら地球のゴミを減らしSDGsを考えるきっかけ作りを月に5回から6回ベースでワークショップやイベントを通して訴えてきました。しかしながら体験者様のアンケートなどの聞き取りによりSDGsへの関心は薄くもつと色ぬりと通して環境のことを伝えるにはどうしたら良いのかを考えました。法人化することでSDGsを掲げている企業様とコラボして小さな声から大きな声で多くの人に届けたいという思いとアップサイクル絵の具をさらに拡げ地域の活性化と北海道の新たな魅力の発信をすることで地域に寄与したいと考えて法人化を決意いたしました。企業様だけではなく小学校や教育機関へのSDGs講座や不登校や老人ホーム、会社にお勤めの方のメンタルケアなどにも進出して地域の人々に活性化とメンタルケアや能力の向上に貢献することで、地域の経済向上や福祉の充実にもつながり、元活気ある北海道になれるよう新しい発言のカタチを実現して参ります。

2 申請に至るまでの経過

2023年9月 市民団体 北のアトリエボラリス設立

2024年3月 Sapporo MAMAMOイオン東苗穂イベント

スポカル2024札幌つどーむ

ハピフルアースマルシェ（主催イベント）

札幌市白石北小学校家庭学級ワークショップ開催

地球にやさしいハロウィンワークショップ（主催イベント）

スポカル2024atルツツスポーツネクストイベント 出展

docomo presentsスポカルatドコモショップ 出展

ダイハツ北海道 ダイハツマルシェ

令和6年12月総会を開きNPO法人開設の意思を固める

この他さっぽろ村ラジオにてラジオ番組をもちSDGsやディンプルアートについて発信しております。より多くの道民にディンプルアート体験会を開催していく中で、体験者さんの中でアップサイクルの絵の具で色塗りを楽しみながら、地球のゴミを減らせると言うエシカルで、サステナブルな意識が芽生えるように北のアトリエボラリスは、よそごとになりがちなSDGsは決して他人事ではない。自分たちが地球上にいる上で、もっと自然のこと、命のことを考え大事にしてもらいたいと言う訴えをより大きくするために市民団体としてではなく、NPO法人としてもっと広く北海道の隅々に行き渡り、さらには日本全国に広まるように声を上げて参ります。

令和年 7年4月 23日

NPO法人 ディンプルアート普及協会 北道道北のアトリエ ボラリス

設立代表者 住所又は居所

氏名 佐藤由佳子

(アーティストネーム 北條佑里子)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

NPO法人 ディンプルアート普及協会北海道

北のアトリエ ポラリス

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①ディンプルアート 広報、企業訪問イベント事業	スポカル出展（年10回） ドコモ主催イベント（年10回） ダイハツ北海道（年30回）	(A)随時 (B)北海道内 (C)5人	(D) 参加者 (E) 425	560
②ディンプルアート 教室事業 (対面・オンライン)	ドコモショップ真駒内川沿店 ディンプルアート教室 月2回	(A)月2回 (B)ドコモショップ 真駒内川沿店内 (C)3名	(D) 参加者 (E) 20	400
③学校教育機関 老人施設 SDGs講座事業	教育機関や障害者施設 老人ホームでの ディンプルアート体験と SDGs講座	(A)月4回 (B)北海道内 (C)3名	(D) 参加者 (E) 900	615

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人 ディンプルアート普及協会

北海道 北のアトリエポラリス

1 事業実施の方針

- ・令和8年度はディンプルアート教室事業により力を入れて対面だけではなくオンラインも初めて コミュニティ・公式ラインを発足させる。
- ・より広くディンプルアートを知ってもらうため、札幌市街やその近郊にも活動の範囲を広げディンプルアートの認知度やインストラクター講師を多く生み出すような活動を広げて参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①ディンプルアート 広報 企業訪問イベント事業	スパカル出展(年10回) ドコモ主催イベント(年10回) ダイハツ北海道(年30回)	(A)随時 (B)北海道内 (C)5人	(D)参加者 (E)72	1000
②ディンプルアート 教室事業 (対面・オンライン)	ドコモショップ真駒内川沿店 (対面)ディンプルアート教室 (オンライン)ディンプルアート教室 月2回	(A)月2回 (B)ドコモショップ 真駒内川沿店内 (C)3名	(D)参加者 (E)250	800
③学校教育機関 老人施設 SDGs講座事業	教育機関や障害者施設・ 老人ホームでのディンプル アート体験とSDGs講座	(A)月4回 (B)北海道内 (C)3名	(D)参加者 (E)1687	224

(法第10条第1項第8号)

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 令和8年3月31日まで
 NPO法人ディンプルアート普及協会 北海道 北のアトリエボラリス
 (単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員(企業・団体 入会金)	0
正会員(企業・団体 月費)	0
正会員(個人 入会費)	0
正会員(個人 月会費)	600,000
賛助会員(入会金)	0
賛助会員(月会費)	0
	600,000
2. 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4. 事業収益	
ディンプルアート広報事業	360,000
インストラクター養成事業(代表講師)	840,000
学校教育機関・老人施設SDGs講座	1,350,000
	2,550,000
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
	0
経常収益計	3,150,000
II 経常費用	
1. 事業費	
人件費	
(1) ディンプルアート広報事業	560,000
ディンプルアート教室事業	400,000
学校教育機関・老人施設SDGs講座	615,000
	1,575,000
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	
旅費交通費	
施設等評価費用	
減価償却費	
支払利息	
その他経費計	0
事業費計	1,575,000
2. 管理費	
(1) 家賃	520,000
光熱費	300,000
通信費	240,000
役員報酬	205,000
備品	10,000
講師謝礼	300,000
人件費計	1,575,000
(2) その他経費	
旅費交通費	
減価償却費	
支払利息	
その他経費計	0
管理費計	1,575,000
経常費用計	3,150,000
III 経常外収益	
1. 固定資産売却益	
経常外収益計	
IV 経常外費用	
1. 過年度損益修正損	
経常外費用計	
当期正味財産増減額	0
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

[^(注) 重要性が高いたと判断される便益等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
NPO法人ディンプルアート普及協会 北海道 北のアトリエボラリス
(単位:円)

		金額
経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (企業・団体 入会費)	100,000	
(企業・団体 月会費)	240,000	
正会員受取会費 (個人 入会費)	48,000	
(個人 月会費)	660,000	
賛助会員 (入会金)	0	
(月会費)	0	
2. 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4. 事業収益		
ディンプルアート広報事業	1,200,000	
ディンプルアート教室事業	900,000	
学校教育機関・老人施設SDGs講座	900,000	
経常収益計		3,000,000
経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
ディンプルアート広報事業	1,000,000	
ディンプルアート教室事業	800000	
学校教育機関・老人施設SDGs講座	224000	
人件費計	2,024,000	
(2) その他経費		
旅費交通費		
会議費		
備品費		
その他経費計	0	
事業費計		2,024,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	614,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	614,000	
(2) その他経費		
家賃	600,000	
光熱費	600,000	
通信費	200,000	
備品費	10,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	1,410,000	
管理費計		2,024,000
経常費用計		4,048,000
当期経常増減額		
経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0